

令和5年度第1回千葉市子ども基本条例検討委員会こどもの意見表明と社会参画検討部会議事録

1 日 時：令和5年9月15日（金）10時05分～12時00分

2 会 場：千葉市役所 新庁舎高層棟3階 XL会議室301

3 出席者：

(1) 委員

田村委員（部会長）、沖委員、檜浦委員、藤芳委員、渡部委員【委員6名中5名出席】

(2) オブザーバー

宮本委員長

(3) 事務局

【子ども未来部子ども企画課】 宮葉課長、佐久間課長補佐

4 議題等：

(1) 議題

ア（仮称）千葉市子ども基本条例に係るこどもの意見表明と社会参画の検討について

(2) その他

ア 今後のスケジュールについて

5 議事の概要：

(1) 議題の内容について、部会長による進行に基づき、事務局より参考資料の説明がなされた後、意見交換が行われた。

(2) 今後のスケジュールについて報告があり、了承された。

6 会議の経過：

○佐久間補佐 おはようございます。予定の時刻を5分ほど過ぎました。大変申し訳ありませんでした。

ただいまから令和5年度第1回千葉市子ども基本条例検討委員会こどもの意見表明と社会参画検討部会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、子ども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開させていただいております。

また、議事録を市のホームページで公開することから、会議内容を録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配布しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室いただく場合がございますので、御注意願います。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に座席表を配付してございます。次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。過不足等はございませんでしょうか。

なお、郡司委員につきましては、本日は御欠席の旨、御連絡をいただいております。

委員の皆様におかれましては、御意見、御質問の際には挙手していただき、指名されましたら御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、宮葉こども企画課長より御挨拶を申し上げます。

○宮葉課長 皆様、おはようございます。こども企画課長の宮葉と申します。千葉市こども基本条例検討委員会こどもの意見表明と社会参画検討部会の開会に当たりまして、ひと言御挨拶させていただきます。

皆様には平素より本市のこども施策をはじめといたしまして、市政各般にわたり、御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、こどもの意見表明と社会参画検討部会の第1回目の会議でございますので、改めて部会の趣旨について御説明させていただきます。

この部会につきましては、4月に開催いたしました会議でお示した条例の骨子案の内容につきまして、委員の皆様で議論を深め、専門的・集中的に御審議をいただくものでございます。最終的に部会での意見を整理し、取りまとめていただくこととなりますけれども、それがそのまま条例検討委員会としての決定事項となるわけではございません。各部会が検討した内容につきましては、来年1月に開催予定の検討委員会で御報告をいただきまして、委員全体で御審議をいただく形になります。

本日も委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。簡単ですが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間補佐 それでは、ここからは部会長に議事進行をお願いしたいと思います。田村部会長、どうぞよろしく願いいたします。

○田村部会長 大変お待たせして申し訳ありませんでした。こどもが保育園の周りで45分ごねたところで、大変申し訳ありません。でも、こどもの権利なので、それも御理解いただければと思います。

それでは、当部会の設置目的である千葉市こども基本条例に係るこどもの意見表明と社会参画の検討について、まずは事務局より御説明をお願いいたします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。

それでは、こちらのほうで御用意いたしました資料、左上に、こどもの権利を規定する条例比較（政令市）（こどもの意見表明と社会参画関係）と書かれたA4・2枚綴りの資料をお願いいたします。

こちらにつきましては、政令市でこどもの権利を規定する条例を制定している5つの市、川崎市、名古屋市、札幌市、相模原市、新潟市、それぞれの状況を示した表でございまして、特に、こどもの意見表明と社会参画に関する部分を抜粋して記載してございます。条例名、それから施行年度をそれぞれ記載しておりまして、その下、意見表明・参画に関する権利というところを御

覧いただければと思います。

こちらにつきましては、以前お示ししました条例の骨子案におきましては、第2章のこどもの権利の保障というところのこどもの権利をいろいろと列記する中で、こういった権利があるということが意見表明・参画に関する部分として各市規定されておりますので、そちらのほうをまず御紹介させていただきます。

主なところですが、川崎市については、一番上に（参加する権利）ということで、「自分を表現すること」ですとか、「自分の意見を表明し、その意見が尊重されること」というようなことが規定されております。

続いて、名古屋市ですが、下のほう、（主体的に参加する権利）ということで、「意見を表明する機会が与えられること」ですとか、「自分たちの意見が尊重されること」、「意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること」というようなことが規定されております。

札幌市ですが、下段のほう、（参加する権利）ということで、「家庭、育ちを学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること」、「表明したい意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること」、「適切な情報提供等の支援を受けること」などが規定されております。

続いて、相模原市ですが、上段の2つ目のところで、（地域及び社会に参加する権利）ということで、「自分の意見を表明すること」、「表明した自分の意見が尊重されること」、「意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること」などが規定されております。

次に、新潟市ですが、下段の一番下のところ、（社会に参加する権利）ということで、「社会に参加し、意見が活かされる機会が与えられること」、「参加に当たって適切な支援を受けられること」というようなことが規定されております。

ページを1枚おめくりいただきまして、その次が、様々な子どもに関する意見表明等ということで、まさしく今回のテーマにある意見表明というものに触れている部分です。

まず、川崎市が、「障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること」、「国籍、民族、言語等において、少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表明することが尊重されること」ということが規定されております。

続いて、札幌市ですが、（市が差別及び不当な不利益を生じさせない等取組みを行うにあたり配慮すること）として、「障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること」、「外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び表現すること」ということが規定されております。

続いて、その下、子ども会議でございます。

川崎市におきましては、「市政について子どもの意見を求めるために川崎市子ども会議を開催する。」ということが規定されております。

その隣、名古屋市ですが、「子どもに関する基本的な施策を策定するに当たっては子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努める」ということが規定されております。

それから下段ですが、ここは責務ということで、本市の骨子案においては総則のところ

で規定する形にはなるんですけれども、参考として一応記載させていただいております。

まず、川崎市ですけれども、1つ目、「市は（省略）子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努める」ということなどが規定されております。

名古屋市においては、下のほう、「子どもに関する総合的な計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講じ、実施状況等についても、子どもを含めた市民の意見を聴き、反映させるように努める」というようなことが規定されております。

次の札幌市は、一番上に、「市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努める」というようなことが規定されております。

相模原市は、2つ目ですけれども、「子どもに関する施策及び取組みについて、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができよう、子どもに分かりやすい情報発信等に努める」ということが規定されております。

新潟市におきましては、一番上ですね、「条例の運用及び施策の実施にあたり、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの参画の促進に努める」などということが記載されております。

その次のページ、こちらにつきましては、同じく責務といたしまして、保護者ですとか地域・市民、あるいは子どもに関する施設等ということで、それぞれの立場、状況に応じての責務というものが規定されておりますので、参考として記載させていただいております。

こちらのほう、あくまでもこれは他市の状況でございまして、こういったものを参考に、本市の骨子案の内容につきまして御審議いただければと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○**田村部会長** ありがとうございます。今の御説明によりますと、こどもの権利としての表明権の話と、社会的な機会をどういうふうに確保していくかということ、あと責務というような構成になっているのかなというふうに思います。

あと市の骨子案の第3章を見ていただくと、意見表明の確保と社会参画の機会の確保という2つの項目が今のところ設定されている形になっておりますので、皆様それぞれのお立場で御意見があるかなと思いますので、ただいまの説明を参考としながら意見交換を行って部会の意見をまとめていきたいと思っております。

早速御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。藤芳委員、お願いいたします。

○**藤芳委員** 質問になってくるんですけれども、うちは千葉市手をつなぐ育成会のほう、知的障害者の親の会から来ております。それで、千葉市のこの骨子案とかには、障害のあるこどももという表現は使われるんですよね。名古屋市とかほかの市と同じように、こどもだけれども障害のあるこどももという表現を使っただけなんですよね。

○**宮葉課長** 基本的にこの条例の対象は全てのこどもを対象とすることになりますので、当然、障害のあるお子さんであるとか、あるいは外国籍のお子さんであるとか、そういう方々も含めての条例にしたいというふうに考えております。表現につきましては、また改めて検討事項になりますけれども、概念としてはそういう方々全てを含む、全ての子どもたちということを考えております。

○**田村部会長** 先ほどの御説明にあった川崎市や札幌市の条例では、はっきりと「障害のある子ど

もが」というような表現で、こどもの中に含めるというように形じゃなく、その子どもたちもということとか、国籍とか民族、言語を超えてというように少数の立場の子どものことも尊重して書かれているような表現もございましたので、もし千葉市の条例をやる中ではっきりときちんと記載したほうがいいのか、今はこどもの中に含めたほうがいいのかというところがありましたら、また順次、御意見をいただければと思っております。ありがとうございます。

ほかに御意見ございましたらお願いいたします。沖委員、お願いいたします。

○**沖委員** 改めましておはようございます。意見表明なんですけど、意見表明というのはイベントではないというのをまず思っています。いろいろ書かれているのは何かの開催時に意見を聴くとか、施設で意見を聴くと書かれていますけど、もっと日常生活の中で普通に意見を言えることを私はイメージしています、こどもの意見表明。なので、何かのイベントのときにこどもの意見を聴くとか、そういうのではなくて、日常的に意見を言える環境をつくることを意見表明と思っているんですね。

まず思ったのが、そういう場をつくると書かれていても、どこに発信していいか子どもはまず分からないということで、川崎市のところを見たところ、第31条に、参加活動の拠点づくりと書いてあるんです。川崎市の後ろの説明文のところがあって、36ページ、これは条文ではなくて資料のほうなんですけど御覧いただけますでしょうか。各条文の解説のほうです。解説の各条文の理解のためにの36ページを開けていただけますでしょうか。これの上のほうに、「本条例制定後の2001年1月からこの活動拠点の整備の一環として市の中央に当たる場所に（仮称）子ども夢パークを創設する準備作業に着手しています」ということが書かれていて、もう川崎市は、この条例の制定準備をしつつ拠点づくりにも手をつけているということで、こういう拠点をつくることで子どもたちがどこで自分のことを話したらいいかという、明らかな目的、場所、ここに行けば何とかなるという本当に肝になる場所ができるということが書かれていて、千葉市もこれはぜひ実現したほうがいいのかと思います。

きぼ一るがありますけど、私は都賀に住んでいるんですけど、うちの子どもがきぼ一るまで遊びに行くのはちょっと遠いし、難しいんですよ。動物公園のそばに、めがねさんがいらっしやるプレーパークもあるけど、あそこまでも遠いんですね、自転車で30分ぐらいかかるので。なので、1か所つくるのではなくて、千葉市に6区あります。6区それぞれの中に、例えば千葉市49%、民間51%ぐらいの力関係で拠点、ここに行けば何とかなるという場所、それがあるとすごくしっかりした安心感ができると思うんですね。

子ども食堂とか今たくさんあります。TSUGAnoわこども食堂だとか千城台のほうにもあるけど、あくまでも月に1回とか2回とか、心もとない。みんな頑張っているけど、やっぱり核になるには弱い。そういうところがあると思うので、場所の確保というのはやっぱりすごく大事だと思うんですね。なので、ちょっと条例制定と同じくこの拠点、川崎の子ども夢パークみたいな、こういう拠点づくりも考えに入れていただけたらと思います。あとこども会議もやっぱりつくったほうがいいのかと思います。

長くなってすみません。以上です。

○**田村部長** ありがとうございます。拠点づくりということで、子ども食堂とか、こどもカフェという私がやっている子どもの居場所事業なんていうのも実際にあったりとか、千葉市も他市に

比べてかなり頑張っているほうではあると思うんですが、ただ、常時開いているところがある、あるいは、いろいろ待ってられる、あるいは、SOSを打ち明けたい子どもたちが常時ここに行けばいいよというところとか、それが1か所だけじゃなくて、例えばライトポートとか、どうこうという枠組みだけじゃない、いろんな場所をつくっていかなくてはいけないということは、ライトポートをやっている先生方も地域とどう連携するかという話はしているので、そういった拠点づくりというところの整理みたいなところは必要になっていく。どこが足りなくて、どこを補っていく、条例の中でどう整理しながら含めていくかというところは必要かなと思っています。

あと、子ども議会、こども会議のことについては、もちろん子ども議会だけではなく、例えばきぼ一るという場所であれば、そういうところで子ども運営会議ということで、社会を形づくっていく中に子どもが参加して生きていく場所をどう確保していくかというものを、千葉市なりの形をつくっていければと思いますので、大切な視点かなと思います。また千葉市の施策の整理というのがどうしても必要になってくるのではないかなと思ってお聞きしていました。

事務局のほうから何かございますか。

○宮葉課長 先ほどおっしゃられたような、きぼ一るの中に子ども交流館がございまして、川崎の子ども夢パークというのがどういったところなのかというのは詳細は分からないんですけども、解説を読む限りでは、子どもが自主的・自発的な参加活動を促進するための拠点という形になっていますので、子ども交流館にも近いのかなというふうには思っております。たださっきおっしゃられたように、確かに千葉市内に1か所、中央区にあるだけです。なかなかほかの区のお子さんがお子さんだけで来るとするのはなかなか難しい部分があるとは思ってございます。そういった活動が本当に子どもたちの身近な地域でできることが望ましいですけれども、やはり、今のところ、部会長がおっしゃられたように、どこでもこどもカフェみたいな居場所もやっているんですけども、ボランティアの方々が運営していただいていますので、ボランティアの方々です。無理のない範囲で行っていただくということが継続的に運営できる1つのポイントかなと思っておりますので、そこがどれだけできるかというのはなかなか難しい部分があるんですけども、その必要性というのは確かにあるものだというふうには認識しております。

以上でございます。

○田村部会長 ありがとうございます。渡部委員、お願いいたします。

○渡部委員 社会的養護施設の千葉みらい響の杜学園の施設長をやっております渡部といいます。先ほど沖委員のイベントではない日常という、そこはすごく大事かなと思っていて、あと拠点づくりも大事かなと思っていて、うち、児童家庭支援センターを5年ぐらい前につくって地域のサポートを、不登校支援であったりとか親の相談であったりとか、学校に行けない子どもたちが生き生きと活動できるようにはしているのですけれども、親がそういうものを拒むというケースも結構あるので、やっぱり家庭が第一となっているのでなかなかほかの者が介入できないというところがあるので、親を超えて子どもたちが自発的に動けるような何かそういう後押しというか、そういうものも必要なんじゃないかなと。何か、子どもは親のものとなり過ぎちゃうと——地域で育てるといえるか社会が育てると意識がもっとあればなというふうに思うので、そのようなものも盛り込めたらいいのかなと思っています。

○**田村部会長** ありがとうございます。意見表明・社会参画の部分、その権利の考え方とも関連してくる部分かなと思いつながらお聞きしていました。子どもは社会で育てていくという視点をこどもの意見表明・社会参画の中にも含めながら、ほかの条例と関連してくるところだと思うんですけども、こどもの権利においてしっかりと位置づけていくということとはとても大切な視点だなと思います。ここをどういうふうに盛り込んでいくのかということとは、先ほど言っていた千葉市の取組みの中で児童家庭支援センターもありますし、最近は障害関係だと基幹相談支援センターとかもある。家庭の育児、障害が絡む関係になると実際に親御さんたちの相談に乗ってお子さんの支援をしていくというのはすごくあると思って、そういった実際にやられているところが、制度や千葉市の担当部署によってばらばらになっているところがあるかなと思いますので、その部分の情報整理は絶対に必要なというふうに思います。

榎浦委員のほうから何かありましたらお願いいたします。

○**榎浦委員** 私はこどものまちC B Tという、こどもの参画のど真ん中みたいな組織なので、非常に日々子どもたちと、夏休みの3日間だけなんですけど、いろいろと接している中で、やはり子どもの自主性というものを重んじるということについては非常に強く感じておりました、この資料を見させていただいた中で、いろんな市でいろいろと条文があるなと思う中で、あまり具体的なことを書かないほうが自由度があるんじゃないかなというふうに感じております。

それで言えば、目黒区さんの資料の5ページのところに、「4節 子どもが参加できるまち」というのがありまして、ここのところにちょっと条文とは思えないような書き方で書いてあるんですけども、例えば第12条、「子どもは、自分にかかわりのあることについて意見を述べたり、仲間をつくったり、様々な活動に参加したりする権利が尊重されなければなりません。」という書き方なんですけども、こういう書き方であれば、子どもがこれを引用するというか、引っ張ってきて、こういうことが条例に書かれていますというのを本人たちが言えるんじゃないかなと感じています。ちょっと他のやつを見ると大人目線での表現ばかりなので、ですので、こういった子ども目線で分かりやすい表現で条文が書かれているということがまず大事かなと感じました。

ここの目黒区さんなんかの場合は、書かれていることが少ないんですよ、はっきり言いました。先ほどの2項のところは、「大人は、子どもの意見を受け止めるよう努めなければなりません。」と、こういった表現であるとか、年齢にふさわしい配慮とか、あと3項のところでは、「様々な体験や学習など子どもが活動できる機会をつくるよう努めなければなりません。」というような、幾らか大ざっぱな表現なんですけども、これがしっかりと書いてあれば、その後の細則とか細かい条例文をつくる意味でも、これを基にして、先ほどのプレーパーク的なところであるとか、子どもが集まる場所であるとか、そういったものについて、この条文があるのでこれをつくれます、これを運営しますというのがやっていけるんじゃないかなと思うので、あえて最初の段階ではあまり細かく書かないほうがいいかなと思いました。

それから、これは各項目の中にやはり障害者、健常者の話であるとか、あと国籍の話であるとか、そういったものは書かずに、総則の最初の部分で定義しておいて、やっぱり「全てのこどもは」というところで、全てのこどもは何かかんとかという条文をつくる中で、「全てのこどもとは」という定義で、それが障害者、健常者、国籍、そういうもの全部関係なく全てのこどもですというところで、5月25日の骨子案の中の定義のところ、「こども」とは、新生児期、乳幼

児期からという、こういう言葉で書いてありますけども、この条文に先ほどのダイバーシティ的なこの表現もしっかりと入れておくということがいいんじゃないかなと思います。「全てのこども」という定義としておいたほうがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○田村部会長 今、樫浦委員のほうから、この3章ではなく、総則の中で「全てのこども」という表現をしていくということの御提案があったかなと思います。

もう一つ、大きな視点として、条例の文章の表現として、子どもが理解する言葉で書いている市町村の条例もあれば、大人が目線で書いている条例もある。例えばよくあるのは、国も難しい文章で書くんだけれども、子ども用の条例、文章というのを、それを翻訳するような形でつくる場所もありますし、いろいろかなと思っていて、そこの部分の議論というのは、ほかの部会では何か御意見というのは出ておりますでしょうか。ちょっとお聞かせいただければと思います。

○宮葉課長 部会ではまだそこまでは出ていなかったと思うんです。ただ大本の条例検討委員会の中ではたしかそのような御発言も幾つかあったというふうには記憶しています。子どもにも分かりやすい表現にすべきであるとか、そういった御意見はあったというふうに記憶しております。

○田村部会長 私も自分が言ったような気がすると思いながら、子どもが分かる表現であったほうがいいかなと思うんですが、千葉市としては、大人が理解しやすい条例をつくって、全て平仮名でも読めるような条例文を別に子ども用につくるとかいうことも1つの方法としてはあるかなと思いますので、そこはまたほかの部会とか条例検討委員会で検討できればかなと思っております。

私は、この意見表明というところが非常に難しい部分かなと思ってまして、先ほど総則の中で「全てのこども」という表現をするんですけれども、やはり表現することが難しいこどもたちというところのくくりというのは、この意見表明の確保の中でしっかりと書いておくことは必要かなと思ってます。

全てのこどもが意見がある、もちろんそうなんですけれども、やはり、言うこととか、あるいは意見表明が困難な子どもたちは一定数いると思うんですね。そこを川崎市や札幌市などはきちんとその状況というものについて書いているかなと思いますし、もちろん障害もありますし、例えば社会の圧力で発言することが難しい、意見を言うことが難しいというような状況にある子どもたち、あと先ほど渡部委員からお話しいただいたように、例えば親とか家庭というところの社会というんですかね、その権力構造というか、その中でなかなか自分が行動したり発言したりすることというのが難しい子どもたち、子どもが発言する力が与えられていないということをどう解消するのかというところについては、この意見表明としてはとても大切な部分だと思いますので、そこはどこまで具体的にするかというところかもしれませんが、きちんと入れ込んで表現していくことというのはとても大切なことかなと思っております。

皆さんいかがでしょうか。

○藤芳委員 子どもの目線で書いていただくというのはすごく大切だなと思って今伺っていたんですけれども、やはり、障害があるとか、あと国籍の問題とか家庭の事情によって意見が言いにくい子どもがいるというのは実際あるわけで、障害のある子どもでも、話せないとかでも自分の中に閉じ籠もっているという子もいたりするわけなので、そういったところでは、やはり、言え

るチャンスがあるというか、大人にも知らしめるためにも、この子たちもそういう意見を持っているんだというのが分かるように条例で書き留めていただくということも大事なのかなと今思いました。

○**田村部会長** ありがとうございます。渡部委員、この視点でもしありましたら御意見をいただければと思います。

○**渡部委員** ちょっとずれるかもしれないんですけど、先ほど親の問題という、要するに権力者じゃないけれど、やっぱり力の強いというかそういう立場のある人がこどもの意見を遮ってしまうというところは、実は行政にも言えるのかなとっていて、例えば児童相談所の一時保護所なんかもなかなかこどもの意見というのは届けられていないことも感じているので、そういった子どもたちも救えるようなもの——1年間児童相談所で保護されていて1年間学校に通えていないということがまかり通っている世の中は何でだろうといつも思うんだけど、その子は、昨日入ってきて今日から学校に行けるといふ、そういう当たり前のことが当たり前にできていない、すごく喜んで1年ぶりに学校というところに登校したという、そういう子どもたちの思いというのは全然社会には届いていないというのがあるので、そういった行政の中でもきちんとこどもの思い、意見を吸い上げて社会に届けられるようにしてほしいなというの、親と同じぐらい、その思いがあります。

○**田村部会長** ありがとうございます。

○**宮本委員長** 私、今日、オブザーバーなんですけど、今の件に対して、児童福祉法の改定の中で意思決定支援という言葉が出てきているんですよ。だから、意見表明権というときに、その前提としての意思決定の支援がないと意見表明できない。特に障害の問題であるとか、私の関わっている社会的——渡部委員いらっしゃる中で十分御存じのとおりですけど、社会的養護の子たちに意見表明ってとても大事なんだけど、現実には意見表明なんか全然できないと。なぜかという、意思決定の支援という考え方が全くない世界であったために、どこに入所するか、ここがいいのか、家に帰りたいのか、進学したいのか、就職したいのか、そういうこと一切が、意思決定するような場面がずっとないままに育っているということで、ここを抜本的に変えなければいけないということが内部から出てきている状態なんですよ。それってあらゆるところで通用することで、厚労省のガイドラインを見ると、成年後見人のことについても報告書が出ていて、これは高齢者ですけど、それも意思決定支援が必要だとなっていて、そのあたりを踏まえて、はっきり示すって大事ではないかなという感じがします。

○**田村部会長** ありがとうございます。ほかの法令との関連も考えながらというのものもあるんですが、基本的にやっぱりこどもの意思決定支援、特にこの意見表明というところの裏側にそこが一番重要な部分かなというふうに思いますし、それを助けてくれる大人とか、あるいは支援する大人の存在とか、それとのつながりみたいなもの、必ず得られるという文章というののもこの中に含めていくことは必要なのかなというふうに思います。

特に千葉市の条例骨子案の3章の「意見表明が困難な子どもへの配慮」という言葉で表現するかどうか、ここの部分は考えることが必要かなと思うんですが、そこにこどもの意思決定というものについてそれを支援するような専門家とか機関とかが、社会の制度的なことで意思を決定してしまうのではなくて、こどもの意見をしっかり聴くというような、そういったところをきちんと

と確保しますとかということ、もし入れられればきちんと定めておくことは必要なのかなと、今お話を聞いていて思いました。

あと、この条例に関連してくるところだと、「市やこどもに関する施設における意見表明の機会の確保」、あと「こどもが意見表明を行うために必要なこどもに対する啓発や情報発信」というところが、プラスアルファが出てきているかなと思いますけれども、意見表明の機会の確保は先ほどの夢パークやプレーパークとか、制度をまた整理しながらですけれども、そういうものをどういうふうに確保し、子どもたちに情報を伝えていくかということまでが今お話として出ているんですけれども、それだけで皆さん大丈夫でしょうか。

例えば学校とか、様々な場面で、「市やこどもに関する施設における意見表明の機会の確保」というのはとても多様にあるのかなと思ってまして、皆さんの中でもし御意見をいただけたらありがたいかなと思ってはいますが、いかがですか。お願いいたします。

○**樫浦委員** こどもの意見表明、私どもこどものまちCBTという組織の中では、子どもたちが意見を言うのが当たり前で、大人はあまり口を出さないというスタイルでやっているの、子どもたちが意見を言わなければいけないよという、そういうスタンスなので、ですので、子どもたちがやりましようと言わないとやらないという形でやっています。実を言うと、接している子どもたちは意見表明に積極的な人たちがばかりなので、残念ながら、意見表明がなかなかできない人の気持ちというのは分かりづらいんですけれども、私、この学校というところが一番その子どもと接している時間が長いところだと思うんですが、どうしても学校というところだと教育委員会の関係もあるし、いろんな条件がついてきているので、なかなかそこで全生徒から同じように意見を聴くとかということが難しいのかなと感じています。

私は、ちょっと注目すべきはアフタースクールかなと実は思っていて、アフタースクールというのが――全ての学校じゃないと思うんですけども――ありまして、そこで放課後、すぐに家に帰らないとか帰れないとかいう子どもたちがいる場所なんですけれども、その子たちと接しているというほどではないんですが、様子を見ると、言いたいことを、先生じゃない、そのスタッフの方には言っているなどと思うし、また、スタッフの方も子どもたちへの投げかけもある程度あるわけなんですよね。その中でああ子どもはそういうことを考えているんだと。

アフタースクールという言い方で千葉市はなっていますけれども、そこは基本的には外部委託で、会社で運営しているというところではあるんですが、もう少しそこに役割を持たせて、意見表明を、意見を吸い取る形になっていけば、いろんな話が出てくるんじゃないかなと感じています。それは学校側ではできないことだと思いますので、ぜひアフタースクールを活用して、意見表明というか意見収集の場にしていくというのはありなんじゃないかなと感じております。

以上です。

○**田村部会長** 放課後の子どもの生活する場所というものが、国の施策が変わってくる中で、アフタースクールの制度もできてきているというところで、千葉市でのアフタースクールの現状とか、どんなふうになっているのかということ、情報提供をお願いいたします。

○**宮葉課長** これまで放課後の就学児の居場所としては子どもルームという、千葉市では子どもルームという名称なんですけれども、放課後児童クラブですね、そこがメインだったんですけれども、これについては、御両親が共働き等で放課後子どもを1人でうちに置いておけないのでとい

うところではあるんですけども、それが今千葉市のほうで進めているアフタースクールという事業がありまして、これは今現在、子どもルームというものと放課後子ども教室、これは地域の方々の支援をいただきながら、地域の伝統の遊びとかそういったものを地域の方々がボランティア的に携わりながら子どもの面倒を見ていく、見守りを行っているというような事業なんですけど、これと子どもルームを合体するような形でアフタースクールというものを今進めているところです。

まだ子どもルームのほうが圧倒的に多いんですけども、アフタースクールの整備を今後計画的に進めていって、将来的にはほとんどがアフタースクールに移行するというような形で今計画を進めているようなところです。

以上です。

○田村部会長 ありがとうございます。子どもルームの事業と放課後子ども教室というものをアフタースクールという中で一体化させてやっていくというのが千葉市の方向ということです。私もこどもカフェなんかをやっていて思うのが、多種多様に子どもが行ける仕組みというのをつくっていくことというのはとても必要なかなと思っていて、1か所、1つの種類というところになってしまうと、そこに行けない子どもたちというのが必ずあふれて出てくるというのが実際のところで、こどもカフェをつくる中でも、例えば日曜日に私たちこどもカフェを開催したんですけども、なぜ日曜日にやるんだというのは議会でもかなり議論になったというか、日曜日こそ親といえるべきだと議会で言われたんですが、いや、そうじゃないだろうと、子どもたちから意見が上がってきて、それで、やったときに何が起こったかという、今は土日の社会体育ということでスポーツクラブですよね、学校なんかを開放してサッカーなんかをやっているお子さんなんかいるんですけども、例えばそのサッカーに行っている子どもがサッカーに行けなくなってしまって、サッカーボールを蹴りながらこどもカフェに行くんですよね。何で行けなくなったのかを聞くと、サッカークラブに通えるというのは試合なんかもあってお弁当をつくれるおうち、そしてお母さんが朝ちゃんと起こしてくれるおうち、土日の生活というものもきちんとできる親じゃないと実際にサッカークラブに通わせることもしづらくて、サッカーボールを蹴りながらこどもカフェが開いていたから来るという子がいて、サッカークラブにいる子たちも終わったらその子と遊びにそこに来るみたいな場所である姿を見たときに、やはり、その子どものその生活事情とかに合わせて多種多様にその子どもたちを受け入れるような場所をつくっていくというのは、本来必要なことなのかなというふうには思っています。

ですので、もちろんアフタースクールの役割というところとか、実際に子どもの放課後という、学校だけじゃない、放課後とかあるいはもちろんライトポートとか、学校の時間においても受け入れてくださる場所でこどもの意見ということをしかりと受け止めるよということは、意見表明・社会参画の機会の確保の中で書いておくことは確かに必要なことかなというふうにも思いますね。

あとは、うちの子も今日はそうですけれども、学校に行きたくないという子どもたちがいて、行きたくないという意見をはっきり先生に言えていいと思っていて、言っはいけないとか、言わないで頑張っていくのが子どもなんだよというところが大前提にあるということになってしまうと、本当に子どもたちの自分の思いというのを言えなくなってしまうというのが実際のところ

るのかなと思っていて、そういった子どもの声というものをきちんと受け止める、そうだよ、これで行かなくていいと言うんじゃなく、それを受け止めて、じゃ何かしたいのか、できるのかということで、行きたくないからじっとしていたいというわけではなく、子どもは多分自分の意見を受け入れてほしいと思っているのは絶対あると思うので、その願いを受け止めて、次の方法を一緒に考えてくれる大人、代弁者が必要になるのかなというふうに私は感じたんですけども。

あとそのほかに、もう少し社会的な部分というところですかね、こども会議とか社会参画の機会の確保というところにも広げて御意見がありましたらぜひいただきたいと思うんですが。もしよろしければ、沖委員いかがでしょうか。

○沖委員 すみません、ちょっとずれちゃうかもしれないんですけど、意見表明と併せて申し上げたいと思います。

今、LINEでいろいろ子どもたちは相談しているんですけども、千葉市のほうで、子どもたちとLINEとかSNSを使って悩み相談室みたいなものを行っているんですけど。何か見たような気がするんですけど、そこでも意見表明は子どもたちはできるし、あと子どもたちって大体塾に行きますよね。塾は企業ですから一緒にやってくれるか分からないけど、その塾でも何か子どもの意見箱みたいなものを置いて言いたいことを言えるような——何か私が小学校、中学校のときは学校内に意見箱みたいなのがあったような気がするんですね。そこで、悩んでいることとか考えていることとか校長先生とか先生たちが読んで、大体空のことが多いけれども書く子は書く。それはアナログですけども、今の子どもたちはそれをスマホでできると思うんですよ。そうしたら、恥ずかしくて言えないようなことでも自分が分からなければ言えるとか、そういうのがあると思うので、もっとそういうのがあるよというのを知らしめる。何か、あなたのつぶやきちゃんと聞きますよみたいな、冷やかしの子もいるかもしれないけど、でも言いたいことを言う子はそれにきちんとつぶやくと思うんですよ。

先ほど渡部委員もおっしゃっていた児相なんですけど、児相は本当にスタッフが少ないみたいで、冷たい御飯、薄い布団、一時保育の子たちは勉強する機会は与えられているけどプリントを配られるだけ。とにかく、所長に聞いたんですけど、規定の人数スタッフは雇ってはいるけどその日に休みを取っていたり出張でいなかったりで、確実に子どもたちの面倒を見る人数が毎日いるとは限らない。子どもたちはオーバーしている数がある。圧倒的に世話をできる人数が少ないんですよね。私が思うのに、児相が、あんたたちよく来たね、これから新しい人生できるからね、安心してここで御飯食べて勉強してやろうねと子どもたちの天国みたいな場所にできていれば、問題ってかなり解決すると思うんですよ。さらに、児相に行く前にそういう心をつぶやきとか、実はお母さんにぶたれて御飯がないとかいうのを言える場所が、例えば駄菓子屋さんとかアフタースクールでもいいけど、そこで言えれば、じゃ、うちにおにぎりでも食べに来なよっていう場所につながれたりすると思うんですよ。だから、児相に行く前の子どもたちが意見を言えて、学校で何とかができてとか、前倒しで支援があれば、子どもたちはすごく楽になると思うんですね。

そのためにみんなが今持っている携帯をもっと活用して、バーチャル拠点というんですかね、そういうのも確立できれば、物理的な場所と同時に空間で心の居場所をつくれればとてもいいと

思うんですけど、それも社会参画の1つの手段になるのではないかと思います。つくっていてもアピールして子どもたちに届かなければ意味がないから、実際にそこら辺もうちょっと活発にやってもいいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○**田村部会長** 支援をする仕組みとか信頼できる大人がいるということとか、あるいはそういうツールとか情報を子どもたちに届けるというところですよ。あとは、子ども議会なんかで、実際に千葉市で言われたのは、私もこどもカフェをやっていて、こどもカフェのパンフレットというのは毎年配っていて、その大人の顔が見えるようにスタッフが1人ちょっと顔を出して、私のところにおいてみたいなのを写真つきで出しているんですけど、子どもにはそれがあまり伝わらなくて、QRコードですぐ読み取れて毎回活動している動画がほしいと子どもから言われて、ああそうかと思って、やっぱり、もう紙媒体ではない時代になってきているんだというのは、こどもたちの御意見を聞いていて思ったところではあります。

あとやっぱりそのつなぎなんていうものは社会の中でたくさん必要とされていて、今、実は私も調査をしていて、塾や習い事というのが子どもの第3の居場所になっているんですけども、そういったところも努力してというか、塾にお誘いするための方法なのかもしれないけど、9月は自殺率なんかも高くなるので、学校に行きたくないという項目を会員登録の時にチェックして、それでチェックして、そうしたら行かなくていいよみたいな、よかったら塾においてみたいなのを入るときにチェックできる、何かサインみたいなのをやって、その事業自体はとてもいいんだけど、そういう中に取り込まれて使われてしまうんだと私もちょっと思って。ただ、こどもの声を受け止めるというところにおいては1つの形かなと思っていて、そういった情報とかツールというのは上手に公的な市の施策というところで、子どもを守っていく、子どもを支援して発達を援助していくという中でどういうふう位置づけられるのかなというのはすごく大切なことだと思います。

SNSで相談というのは、チャイルドラインさんなんかはかなり積極的にSNSとかほかのページ機能とかで相談に乗ったりということをしているかなと思いますが、実際に千葉市の取組等の中でそういったところの把握とか何かございますでしょうか。ありましたらお願いいたします。

○**宮葉課長** 一応、SNSを活用した教育相談事業というのをやっています、市立の中学、高校、中等教育、特別支援学校に在籍する全ての生徒を対象に、LINEアプリを利用した相談窓口を開設しているということになっております。

○**田村部会長** 教育センターなんか中心になってその事業を受け入れていただいているんです。お願いいたします。

○**佐久間課長補佐** 学校においてなんですけれども、学校では、にこにこサポート事業ということで、ポストを置いて、手紙を子どもに毎年配付して、そこに悩みがあったらそれを書いてくださいということで、学校の先生にも言えない内容もあるので、そちらのほうは対象として教育職員課のほうで所管していて、その専門のサポート事業の相談員が相談に乗るということを事業としてやっております。

○**田村部会長** ありがとうございます。結構学校のほうではしていただいているんだというのは私もこの間教育センターの研修なんか受けて感じたところは大きくて、学校、教育センターの取

組みで一番の課題は、地域とどうやって連携していくかというのは自分たちのノウハウとか情報とかを——個人情報にはきちんと配慮をした上で——連携しているいろんなところで生きていくというのにつなげていくことができるかというのが課題ですというお話を先生はされていたんですね。地域の中にいろんなことをされている部分というのはあつたりするんですけど、なかなかそこがまだまだつながっていないために、家庭と学校との間で子どもが相談というものをしにくい部分、その間をどうやってつないでいくのか、地域のサポートとか千葉市の施策というものを、情報をどんなふうに整理して子どもたちに伝えていくのかというのはとても必要なことかなと思います。

そのほか、社会的な部分ですかね。あとほかに御意見ありましたらお願いいたします。千葉市は、こどものまちC B T、ワークショップなど、こどもの参画事業をたくさんやっているんですけど、そこがしっかりと明示されているとか——川崎市の場合は夢パークというところがしっかり入っている部分、条例の中には夢パークは出てこないと思うんですけど、逐条の中で出てきているところかなと思っています。そこら辺の明示とかいうことについては、榎浦委員、何か御意見がありましたらお願いいたします。

○榎浦委員 条例の中でどれだけ——私は最初の意見として、大ざっぱに書いておいたほうが後で汎用性があるよと言ったのは、結局、細かいことを書くと、何か新しいことがいいんじゃないかと思ったときに、それは書いてないから駄目というふうにならないよという意味なので、私どものやっているC B Tも含めて、いろいろ参画をさせる機会があつたほうがいいことは確かです。ですので、それはちゃんと載っていたほうがいいなと思うんですけども、これも先ほどの目黒区のやつでもものすごく大ざっぱですけども、やっぱり、「大人は、様々な体験や学習など子どもが活動できる機会をつくるよう努めなければなりません。」という、これだけ書いてあると何かやらなきゃいけないんだという、何か必要性が出てくるような表現なので、こういった表現があつてもいいのかなと思います。

私もいろいろと自分の子どもの頃と今の子どもたちのことをちょっと考えたときに、自分が子どもの頃は、子どもルーム、アフタースクールはもちろんなかったんですけども、それが無い代わりに、塾は確かにあつたりしました。要するに子ども目線で言ったときに、学校以外の子どもと接する場所というのが、私の子どもの頃は塾と、あともう一つが子ども会ですね。地域に子ども会があつて、そこで夏祭りのほんの一時期かもしれないけども、学校関係ではない子どもたちの友達と接するというのがあつたので、そういったものが非常に自分の中では学校と違う何かということによかつたと思うし、ところが今、子ども会が非常に消滅しつつあるというところがあつて、それは子ども会があくまでも町内会、地域の自治会の下部組織としてあるという位置づけになっているがゆえに、どんどん少子高齢化で子どもが少なくなってきちゃって、町内会で子どもが例えば小・中学生が全部で5人だよみたいになっちゃっているんですよ。となるともう子ども会存続してもしょうがないかという空気になっちゃって会合もやらなくなるということで、その地域の子どもたち、友達と接する機会、小学校のときは上下関係というのは非常に大きく感じるものがあつたんですけども、そういった機会がなくなっちゃっているということについては少し危惧すべきところじゃないかな。もしできたんだつたら、今言った自治会さんがやる子ども会については奨励する方向で条文があるといいんじゃないかなと思いました。これは具体的に

は奨励してもなかなか動けないかと思うんですけれども、子ども会があるとその自治会に多大な交付金があるみたいな位置づけでも構わないと思うので、何かそういった施策が必要になってきているんじゃないかなと思いました。

それも含めて、こどもの意見を収集できる機会の1つでもあると思いますし、同時に、様々な体験の場になるというところではあると思います。子ども会はなくなっても、地域の運動会はまだ存続して、子ども会はないけど取りあえずそこには参加させるというところまではあるんですが、やっぱりもう少し、それも大人目線ではなくて子ども目線でそういったものがあるように持っていければいいなというのをすごく感じました。お願いします。

○田村部会長 ありがとうございます。本当にそうですね、70年代、80年代なんかはかなり子ども会が多かったと思うんですが、千葉市の場合、マンションが多い地域になると、マンション自治会といってマンションごとに自治会があって、マンションごとにお祭りをやって、私もこどもカフェをやっていたときに、このマンションには住んでいないからあのお餅つきには行けないとか、そういうようなのはあるんですね。私もそれを聞いてああそうなんだとびっくりしたんですけど、それが無い場所がこどもカフェだったので、そこで遊んでいる子どもたちがいて、逆に言えば、大人の社会の中の制約によって子どもたちが自由に動き回るのが難しいというものがあるんだというのは、その中で思い知らされたというところでもあったりしたんですね。

もう一つ問題なのは、学区制というのがどこの市町村もありまして、千葉市も学区以外のところには放課後行ってはいけないというふうに基本はなっているんですね。それは、子どもの安全を守るということが基本はあるんですけれども、私がこどもカフェをつくったときも、学区以外のところには行けないからということでチラシなどを配っていただけないという、つまり、大体学区って1つしかないの、その小学校にしか配れないというのが基本だったんですけれども、今は割に御理解をいただける学校も増えてきているかなというふうには思います。

そういった子どもの安全というのを、大人の管理とか監視というところじゃなく、できる限り寛容な形で見守っていくというような分野にするのがこの意見表明・社会参画、特に社会参画というところではとても必要な表現になるのかなと私のほうは思いました。

どうしても大人の生活に巻き込まれていて、子どもたちが大人の社会がつくった制約の中で動きづらくなっているところがあるのであれば、そういうふうなことを子どもたちから上げていただいて、体現していくというところを検討していくところも大人のやるべきことじゃないかなというふうに私も思います。市や子どもに関する施設は可能な限り意見の反映に努めるというようなことも事務局の考えで書いてありましたので、そういった部分がきちんと踏まえられるといいなと思いました。

そういった市の責務みたいなところも条例の文章の中には結構出てくる内容になってくるかなと思っています。市町村、あるいは大人の側で、社会の責務としてというところをしっかりと踏まえていくことが必要かなと思っているんですけれども、もしよろしければ、渡部委員のほうで、社会的養護にある子どもたち、あるいは養護下にあるというところまでいかない子どもたちの中にも、家庭の中でこどもの意見とか思いを持つことも難しいし、それを言えるということも難しいといったときに、大人や市、地域・市民の責務としてこういうことをきちんと入れたほうがいいよという項目がもしありましたら、お願いいたします。

○渡部委員 簡単に言うと学校現場が一番いいなというふうに思っています。ちょっとその前に、条例に書いたから——こんな言い方をしたらすごくあれなんですけど——何か変わるのかな、絵にかいた餅にならないように、しないためにどうしたらいいのかなというのを考えながら聞いていたんですけど、要は、意見表明にしても、安心できる雰囲気がないと意見を言うのは怖いし、そういう安心できる雰囲気をどれだけ大人がしてくれるのかということかなと。施設をつくったからといっても安心できない場であつたら意味がないし、本当にさっき出た地域の駄菓子屋でも、そこが安心できるのであればそこが資源になるし、なので、そういった社会が必要なかなと思っていて、今、学校現場って、取りあえず義務教育だから来るということになっているので、学校でいろいろな子どもの状態というのは分かると思うし、親御さんのことも分かると思うので、もう少し学校というのを活用できるといいよなと思っていて。学校教育の中で意見表明の練習なんかができるといいなと、ディベートなんかがそうなるかなと思うんだけど、そういう訓練ってある程度必要かなと。

みんなの前で何かを言える、それも安心できる雰囲気がないとできないと思うんだけど、そういう訓練の場はあっていいのかなと思っていて、施設ではなかなか自分の思いを伝えられない子どもが多いので、定期的にみんなが集まって自分の思いを言い合える、そういう場を意図的につくって、それも安心できる雰囲気がないと話ができないので、何を言っても受け止められる場をつくって、社会に出たときに自分の思いが伝えられるような、そういうのは意図的につくっていかなきゃいけないと思うので、そういうのは施設ではできるなと思っています。

また、子ども会の話って結構出たんですけど、子ども会とかすごくいいなと思っていて、今本当にどんどん少なくなっているわけで、ただ、私の施設がある地域にも、やっぱり高齢化していて子どもが少なくなっているところに、施設が入ったことによって子ども会に入ったのですごく地域が活性化してよかったとか、子どもを利用してと言うと変かもしれないけれど、地域のつながり、触れ合いが活発化するので、そういった子ども会ってすごく大事なかなと。いろんな大人と子どもが触れ合うという場を意図的につくっていくということって、すごく大事なかなと思っています。

あとSNSの話も出たんだけど、社会的養護を卒業した、退園した子どもたちを、これも意図的にSNSを通して一応集まれるようにしていて、それでいろんな意見を、アフターフォローじゃないけれど、そういうことができるので、SNSはうまく活用していくべきかなというふうに思っています。答えになっていないかもしれませんが。

○田村部会長 ありがとうございます。学校が核になるという言葉もお話の中にあつて、まず安心できればというところをどんなふうにつくっていくか。学校の中で意見表明の練習というところで、吉永委員が千葉市で事例的にやってみたのが、援助希求力という、SOSを自分がちゃんと出す練習というのを授業の中で位置づけてやってみようというので、子どもたちがどれだけ変わるか、例えば体育祭とか体育大会の前後とかにそういうのをやって、やりたくないと思ってなかなか参加できない子どもたちが授業の中でフィードバックするということを、行事と一緒にやってみるとか、そういうようなことをモデル的にやった地域もあって、子どもたちが割とそれに参加する意欲というのが少しでも高まっていくようなプログラムというのを学校現場の中で入れていただくというのも大事なかなと思いますので、そういった意見表明とかSOSみたいなものを

きちんと出すということを子どもたちができるように、下地づくりというか学習とかそういった中でも位置づけていくということはとても大事なかなと思います。

あとは、実際に出したものを今度受け止めるというような状況づくりという中での地域の状況ですね。そういう場をどんなふうに機会としてつくっていくのかということが大事だなと思います。

障害関係のお子さんたちの放課後デイサービスとか今多くなっていますけれども、そういった場等でのこととかでもしありましたら、藤芳委員お願いいたします。

○藤芳委員 知的障害のある子どもとかが放課後デイサービスというのを使って放課後を過ごしているんですけども、そちらでは結構、パートのお母さんとかが支援員さんとかになってやってくださったりとかするんですけど、とてもよく見てくださって、子どもたちをうまく支援してくれているので大変親は助かっているんですが、先ほどから聞いていて、学校も大事だし、そういういろんな施設で経験することが障害のある子どもにとっては大変よくて、障害のある子がどうやって意見を表明するんだろうと思われる方もいらっしゃると思うんですけども、私たちの子どもに一番初めに学ばせることは選ぶことを学ばせます。こっちとこっちどっちがいいという感じで、赤と青どっちがいいと言ったときに、赤を選んだらこの子は赤が好きなほうなのかなみたいな感じで、そこからその子の意見表明みたいなものを酌み取っていくという形なんですけど、そういった形で学校でもそういうふうに教育をしてもらっているみたいで、この作業とこっちの作業とどっちをやるよといったときに選べるようにしているみたいなんですね。だから、子どもって——さっき意見箱みたいなものが学校にあるというのは聞いたんですけども——意見ってどういうふうに言ったらいいんだろうとか、そういうことは結構難しいんだろうと思うんですね。自分も子育てをしているんですけども、意外と子ども会なんかでも、学区内であったりとかすると、やっぱり学校の中の子どもたち同士の関係みたいなのがあって、なかなか子ども会に参加できなかったりとかもうちの子どもはしたりしたので、学校でそういうふうに意見を言う訓練みたいなのが一番先に来るのかなと思って、子どもたちにはその選ぶ権利があるんだということをこういう条例とかに盛り込めていけたらいいのかなというふうに今思っています。

○田村部会長 ありがとうございます。そうですね。学校とかはそこで意見表明ができる練習ができて、あとはそうした代弁者じゃないですけども、いろんな場所で子どもたちがその意見というのがなかなか言葉にならないとか、そういう場合には代弁して意見を届けてくれる大人というのが大きな役割を果たしていくのかなと思います。

障害者の関係だと、場所とかが制度的に確保されている中で、実際に意見とか本人たちがやりたいこととか、あとは介助も含めて、どんなふうに支援をやってくださるということができていると思うので、私は、そういう援助者とか支援者みたいな存在が、ちょっと助けてくれる大人が、きちんと育成されて配置されるということが大切なことかなと考えています。

子どもたちが意見を言いたい、おかしいなと思うところほど意見を言うことが難しい場だと思うので、代弁者というものがしっかりと位置づけられることが必要かなと思いました。

実は、今日欠席の郡司委員から、やっとなメールを開いたら朝9時ジャストに画像が届いておりました。どんな話をするんですかと言われたときには、私もまだ分からないので皆さんそれぞれの立場からの意見表明というところでの課題を上げていただきますとお話をしたところなので、

ちょっと話が食い違ふところもあるかもしれませんが、御意見として流させていただければと思います。少々お待ちください。

【 画像再生開始 】

○郡司委員 予定が合わずに欠席させていただくことになったんですけれども、私の意見をお届けしたいということで田村部会長にお送りしまして、このような形で意見をまとめております。ぜひ参考にしていただければと思います。よろしくをお願いします。

まず、私が今回のこの部会で取り上げているこどもの意見表明、そして社会参画に関することで御意見をお伝えしたいことは合わせて2点ございます。

まず1点目としては、今回この施策というか今回この部会として話すことの意義についてお伝えしたいと、そして2点目として、では具体的な条例についてはどういった中身にするのかというお話ができればというふうに思います。

今、画面共有しているのは、こども家庭庁のホームページにありましたNTTデータ経営研究所さんが2023年3月にまとめていらっしゃる「こども政策決定過程におけるこども意見反映プロセスのあり方に関する調査研究」の報告書になります。こちらの3ページ目を見ますと、こども・若者の意見表明と施策へ反映についての意義がまとめられております。ものすごく大事な言葉が書かれているので読み上げさせていただきます。

こどもや若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体であります。こどもや若者を「将来を担う」というだけの存在ではなく、「いまを生きる市民」として捉え、その意見を聴きながらともに社会を創るパートナーなのだという意識を広く共有することが重要である。」と書かれています。私も本当にそう思います。これからの未来をとく、これからの社会を担う、そういったことではなくて、あくまでも今を共に生きる市民であるといったところで、ここの部分をきちんと持つておくことが重要だと思いました。

そして意義のところですが、「こどもや若者の意見を聴くことで、①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。」というところです。②としては、「こども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自分たちの声によって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。」というところです。「こうした取組みを社会に広く発信することで、こども・若者に意見を聴く意義や重要性への理解が広がる。」というふうに書かれておりました。

私も本当にこのとおりだなというふうに思っています。特に私は若者の当事者ですので、②については、本当にこれは強く感じているところです。民主主義というどうしても何か大きなことかなというふうに思ってしまうと、つながりづらいかもかもしれませんが、私はものすごくここは重要だと思っています。自分の発した意見というものが、大人に聴いてもらえるとか行政に聴いてもらえるというその経験がものすごく大事だなというふうに思いますし、それによって、あのときこういう言葉を使ったら大人の人たちがうなずいてくれたとか、いいねというふうに肯定してくれたとか、本当にそういったささいなこと一つ一つの積み重ねが、自分は意見を発してもいいんだとか、自分は権利というものを持つているんだというような認識につながっていくのでは

ないかなというふうに考えております。

今、私が体験をお話ししましたが、それについてこの右上の四角のところに、実際に文化の醸成をしていくことが大事だということが書かれておりますので、このあたりも参考にしながら、千葉市での条例をつくっていくのがよいかないというふうに考えております。

では、続いて2点目に関してです。条例づくりのポイントなんですけれども、こちらはこども家庭庁のこども・若者参画及び意見反映専門委員会のほうで上がっています資料を確認しております。参考資料1-1、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～」という資料になります。こちらの30ページ目あたりから、意見反映に関することが書かれておりますので、こちら私たち千葉市の条例はこども大綱が発表されてから公表されるものだというふうに思いますので、このあたりはきちんと、こういった議論の方針なのかといったことを把握した上で、自治体の中で、ではこういった条例をつくるのかという話が行われたほうがよりよいのかなというふうに思っております。このあたりはもう全部読み上げてみてもいいくらいにかなり重要なことが書かれていますし、本当に一つ一つ言葉が丁寧ですので、このあたりはぜひ参考にしながら条例をつくっていきないうふうに考えています。

1点、取り上げたいところとしては、今回、この部会の名前はあくまでも意見表明になっているんですが、国のほうの文章を見ると、意見反映ということになっていて、政策にどうやってこどもの意見を反映するかという話になっています。なので、このあたりはちょっと温度感をそろえたほうがいいかなと思っております。というのも、千葉市のほうでは意見表明という言葉がよく使われているんですが、その子どもたちから表明された意見をどのように政策に持っていくのかというこの2段階の部分がまだ千葉市のあくまで部会名ではありますけれども、部会名のほうを見る限りだと、子どもたちの意見をどう表明してもらおうかという第1段階にとどまっていて、第2段階の行政であったりとか大人側の部分としてその意見をどのように吸い上げ、どのように反映するか、第2段階の部分については、ちょっと言葉としてまだ足りていないのかなというふうに思うので、これを国のほうにそろえていくのか、千葉市はあくまでもこどもの意見表明にするのか、このあたりはちょっと議論しなければいけないかなというふうに思っているところです。

すみません、長くなってしまっていますが、条例のポイントについてお伝えできればというふうに思います。というのも、こども家庭庁のこの大綱の中に幾つか基本的な方針がもう示されていますので、このあたりは参考にさせてもらいながら条例ができればというふうに思っています。

まず1点目としては、国の政策決定過程へのこども・若者の参画の促進についてです。これは国じゃなく千葉市に関してなんですけれども、千葉市としてこの参画を促進する上でこういった事業を行うのかといったところはここに作文をしてもいいのかなというふうに思っています。もしかしら、ここは推進体制のところともかぶってしまうかもしれません。

2点目としては、ここは私たちはあくまでも促進される側ですので、この文章は要らないかなというふうに思いますが、特に私がお伝えしたいのは、学校とか教育委員会等についてはあくまでも自治体マターであるということが書かれています。千葉市としてこの教育委員会との関わりであったりとか学校でのこどもの意見表明、意見反映といったところをどのように捉えてい

くのか、そして社会参画につながるために教育の中ではこういった活動を行っていくのか、このあたりは自治体の色が出しやすいところだと思いますので、特に時間をかけて議論をする必要があるというふうに考えています。

3点目としては、社会参画であったり意見表明の機会の充実についてです。ここも1点目と同様に、推進部会と重なってしまうところがあるかもしれませんが、こどもそして若者が意見を表明し参画しやすい、そういった機会を提供するためにはやはり情報提供の観点であったりとか、こういったところをきちんと条例の中に入れておくことが必要かと思います。また、自らの権利について知る機会についても、これは特に学校なんかで取り組まれることが望ましいかなというふうに思います。

4点目としては、多様な声を施策に反映させる工夫についてです。ここは困難な状況に置かれたこども・若者の子たちに対して、こういった工夫をするのかというところが書かれているようでした。

5点目としては、社会参画・意見反映を支える人材の育成ということで、ここでようやく、子どもたちがどのように関わっていくかというよりも、その子どもたちのところにどうやって大人が関わっていくかという話がようやく5つ目に出てきたというところでした。

6点目としては、若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備についてです。ここはちょっと千葉市の条例の中にはあまりなかったかなというふうに思いますので、このあたりは若者団体に対して行政としてどう支援していくかといったところは、ちょっと議論されていない部分かなと思いますので、千葉市としてどうこれを捉えていくのか、これはぜひ、私は若者当事者ですので、議論させていただきたいなと思っていますところでした。

7点目として、これが最後になります、こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究についてです。先日の推進部会でもこの話は出ましたが、誰がどのように調査をするのかといったところについては、これまで千葉市のこどもプランというところでは、あくまでも事業者側が当事者側、その事業を回している担当の所管の方々は、自分たちの評価、自己評価でデータを出されていたと先日伺っております。ちょっとここら辺はまだ詳しくお聞きできていないんですけども、どのように調査研究を行っていくのかというところについては作文をしたほうがよいかなというふうに思っております。

このところで条例をつくる上でのポイントは7点お伝えさせていただきました。こども大綱ができてからの条例の発表になると思いますので、中間取りまとめではありますが、このあたりかなり参考にしながら検討を進めていければというふうに思います。

また、こども家庭庁のホームページのほうにはかなり充実した資料等もまとめられていますので、ぜひ皆さんお時間ある際に、こども・若者参画及び意見反映専門委員会のこちらの資料をはじめとして参考にされるのがよいかなというふうに思います。

すみません、長くなりましたが私からは以上になります。ありがとうございました。

【 画像再生終了 】

○田村部会長 ありがとうございます。すみません、おとといの夜中にメールが来ていて、昨日答えて、今日また来ているので、私も今見たという感じなんですけれども、また、資料として千葉市のほうに、先ほど郡司委員が資料にしていたこども家庭庁の資料等も添付されていたの

で、後で委員の皆様にも共有できるようにさせていただければなと思っております。よろしくお願ひします。

今の画像の中で結構整理をしていただけたかなというふうに思ひます。皆さんがずっと出していただいた意見の内容というのは、今の条例の整理されている中でたくさん該当するものがあるんじゃないかなと思ひます。その部分をとここの部会で整理するというよりは、これは千葉市のほうで上手に整理をやっていただくのか、委員会のほうでそこを整理しながらやっていくのか、そこら辺は部会のほうで上手に整理したほうがいいのでしょうか。

○宮葉課長 あくまでもこの部会はそれぞれの章の中身についての御議論をいただいて、より具体的な肉づけができるような御意見をいただければということで、それを踏まえてまた事務局のほうで今度、条例の素案という形で、もちろん骨子を肉づけをしたような形のものをお示して、またそれについて御意見を伺うという方向で考えておりますので、そういったふうに進めていただければと思ひます。

○田村部会長 ありがとうございます。ということなので、今、郡司委員が整理してくださっている部分と、皆さんが今日出していただいた部分というのは具体例がたくさんあったと思ひますので、そこを踏まえながらまた勘案していけばいいかなと思ひますが、今お話を進める中ではこどもの社会参画の機会の確保というのが少し少ない部分もあったかなと。例えば、社会の中でいろんな社会参画あるいは社会包摂していくような場所というものをきちんと示していくこととか、あるいは、子どもの代弁者として子どもの声を聴くという大人をきちんとそこに配置したりとか、そういう大人を育成することというのもとても大事だなと思ひますし、あと、そういう場にこういうものがあるよとかという情報提供とか、あるいは声を出すためのツールみたいなものをきちんと子どもたちに提案していく、そういったことも社会参画の機会の確保に入っていくのかなと思ひます。意見表明の機会の確保と社会参画の機会の確保のところというのはとてもつながる部分があるので分けることもなかなか難しいところがあるんですが、そこをどんなふうに入肉づけの中で入れていくのかというところで、また皆さんから御意見をいただければなと思ひます。プラスアルファ、郡司委員の御意見を聞いて、ここの部分はやはり入れたほうがいいのか、もし御意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。お願いいたします。

○宮本委員長 とても委員からいろいろいい意見が出ていますと思ひます。それで1点だけ、私がいつも感じていることを追加させていただくと、例えば、学校で子どもの教育でとか、それから学校に準ずるいろいろな子どもの集まる場という話は出てくるんですけど、こどもの意見を尊重するとか意見表明というような、こういう考え方というのは、これからあらゆる場に啓蒙啓発して広げていかなければいけないことだと思ひますけれど、その点で今の日本の状態は全く入り口に立っている状態ですので、例えばこの政策が二、三十年前から始まっている国々を見ると、例えば子どもが利用するであろうところ、例えば医療機関であるとか、それから親が離婚をするといったら家庭裁判所であるとか、その他公的な機関がありますし、それから児相みたいなところもあるし、警察とか、その他いろいろな専門的な機関があると思ひますし、あとは日常的に言うと、子どもがよく利用するところのショッピングセンターであるとか、サービス業のそういうところだとか、そういうところがこどもの意見というものをどう酌んでいるのか、対応をしているのかということなんですけれど、他の国々を回ってみると、こういう専門機関は全て

こどもの意見を聴くという方針を持っているんですよね。これは国の方針があるから専門機関はその方針を持つわけですけど、例えばこの前ちょっとお話ししたかもしれないんですけども、カナダの法務省は、親が離婚をした、あるいは離婚をしそうになっている子どもに対して、子どもとしてどういうことを考えればいいのかということをパンフレットをちゃんと与えているわけですよね。結局、子どもがとても悩んでいるときに、こどもに意見を言っていんだよとか、それから、親が離婚をするに際して、知りたいことは何なのかということ質問していいんだよとか、そういう情報を子どもに与えているわけです。同じようにして、例えば相談機関なんかも、子どもの相談機関はいろいろあるんだけど、満足できる相談機関って本当は少ないんですよね。ものすごく問題があって、相談機関をあちこち、小さい頃は親と一緒に、もう少し大きくなってからは自分が一人で相談機関に行くんだけど、結局思ったような解決の道が見つからないまま18歳を超えてしまうという、こういうことがざらにあるんだけど、相談機関では、その訪ねて来るこどもや若者の声をきちんと聴いているのかどうなのかとか、そういうことも基本法とか基本条例ができたところでもう一度問い返してみる必要があるという感じはします。

例えば、消費者被害の相談のところへ行ったときなんかでも、子どもが親と一緒に行くこともあれば、高校生くらいになると自分で行くかもしれないけれども、その子ども自身の意見をちゃんと聴いているかどうか、何となく怪しい感じがするんですよ。親と一緒にいくと親にばかり聴いているとか、子どものほうは見てくれないとか、これが普通の状態だと思います、日本の今の状況では。

だけど、相談をやっているほうはどうも目を向けたって解決すればいいんだということかもしれないけれども、こどもの意見を聴く、先ほどもこっちとこっちどちらがいいという発言ってとても大事、それから、あなたはもうどう思うとか、それから、あなたは何を希望するとか、そういう発言、これは日本の家庭では親は子どもにこういう質問はしないんですよ。同じようにして学校でもしないし、その他のいろいろなところでもしない。そのあたりのところから変えていかないと、この基本法の精神って結局のところ、実態のないものになるんじゃないかというおそれがあるって、だから、その条例の中では千葉市としてできることに限られてしまって、もっと大きな啓蒙啓発は国レベルなのかもしれませんけれども、やっぱり、あらゆるレベルでの啓蒙啓発ですよ。学校とか子どもの関係する機関というのは出やすいけれど、実際にはそれだけではないでしょうという感じがします。

○田村部会長 ありがとうございます。こどもの意見表明について分かっている人、あるいは分かっているとしても実際にできているかどうかというのは、私も自分が子育てをしていて、子どもに泣かれたときに、本当に聴いているのかなといつも反省させられる部分かなと思うので、その反省する姿勢というのは大人にもあるかどうかというところとかを、この啓蒙啓発というところは必ず条文の中に含めていって、それを具体的にちゃんと実践していくというところの意識というものを入れていくことというのはとても重要なかなと思います。

あと先ほどの宮本先生のお話の中にあっただのは、学校とか福祉の機関とか社会参画の場とか、そういうところは割に大人がこどもの意見を聴くことを大前提で専門的に動いている場なんですけれども、社会ってもっと広くて、今問題にもなっていますけれども、例えば塾とか習い事で性的な被害に遭う子どもとかも非常に増えていたりもして、そういう子たちをどういうふう守

っていくのかということも非常に大切で、親からすれば勉強のために行けとかということはあるかもしれないけれども、子どもが親の意思とかに応えるために、本当に守らなければいけない自分の心を守れなくなってしまうということもとても多く発生しているかなと思います。そういったところも市として社会を変えていってきちんと守っていくんだということがこの中で打ち出されないと、こどもの意見表明というところにおいては、子どもがきちんと意見を言えるように、子ども主体で意見を言えるというところをきちんと入れながらも子どもを守っていくんだということも含めて、この中でしっかり書いていくということは必要なことだなというふうに、今のお話を聞いて思いました。ありがとうございます。

12時近くになってきたところなんです、今ぜひ意見を言いたいという方がいましたら。じゃ、沖委員お願いいたします。

○**沖委員** こどもの意見表明と社会参画検討部会ということでまず思ったのは、本当に子どもの意見表明の場づくりとして物理的そしてバーチャルな活動拠点が必要だなということと、あと、このお配りいただいている2枚の用紙ですね、これの責務のところ、皆さんがこうしたほうがいいあしたほうがいいというところは結構この責務のところに入ってくると思うんですけども、保護者、地域・市民、施設等。気がついたのがこの札幌市、すごくいいことを言っていて、この各3種類のところで、札幌市の責務、施設等のところを見てください。

一番上に、「施設関係者は、子どもの言葉、表現、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話等を行うように努める」。これってすごく難しい、でも有効なことだと思うんですね。上に行って、その責務、保護者のところに、同じく、「子どもの言葉、表現、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努める」、これができる親っていうのは健全な親なんです。発達障害を持っている母親はこれができないんです。うちの母親がそうだったんですけど、子どもの言葉、表現、しぐさから思いを想像してそれに応えるというのがものすごく難しいことなんだけれども、実はこれをやる人を各施設に配置する、それを条例として書いていくことによって責任感が出ると思うんですね。各施設にはこういうことをする人を置く。その人が周りに啓蒙をしていく。要するに核になっていく人が必要なので、各施設にはこういうことができる人を担当として置いておく、そういうのも明文化すると、とても分かりやすいと思います。何をすればこどもの意見を受け止めて反映できるかと、まずこれができないと、言葉で表現するってとても難しいので、言葉にならないしぐさ、表情、態度、そこから本当はこの子は何を思っているのかというのを受け止める能力をみんなが磨いでいく。じゃないと、バカとか言っているけど本心は抱きしめてほしいとか思っているじゃないですか。だから、そういう人を施設等に置いていく。そういうのを書いておくといいかなと思います。

○**田村部会長** ありがとうございます。人を置く、あるいはそういった人をきちんと育成していく、そういったところをしっかりと置いていくというのは、取組みの中で絶対必要なのかなというふうに確かに思います。

ほかに皆さんから御意見ないでしょうか。

意見表明というのが今回のシンポジウムの題材になっております。私がファシリテーターということで進めなければいけないので、千葉市と打合せをしているんですが、こどものまちCBTや、千葉市こどものカワークショップ、あとはこども・若者市役所等の実際にこども参画の場に

参加している高校生に御協力いただいて、高校生4名と中学生1名、5名が登壇してくれて意見表明します。17日日曜日に1回彼らに集まってもらって、私のほうで、実際に自分の意見とか思いとかは受け止められていますかというアンケートの5段階評価をして持ってきてもらうというのと、もう一つが、必要なツールとか情報とかもっとうこういうのがあればもっと意見表明できるのという案があったら教えてというのと、あとは友達とか友人でもいいし自分の周辺で受け止められなくてすごく困っている子どもを見たことがあるかというのを事前のアンケートで聞いて、17日にそういう話をする予定になっています。シンポジウムの中で自分のこどもの意見表明というところでの難しさということもいい意見が出るとお思いますので、実際に相談してお話をいただいくということになっていますので、委員の皆様で御関心がある方とかいらっしゃいましたら、きぼ一で10時よりやっていますので来ていただいて、またシンポジウムにもおいでいただければなと思っております。ありがとうございます。

そうしましたら、ちょうど2時間というところになりますので、事務局のほうに委ねて意見の整理をしていただいて、それをまた皆さんに見ていただいて、これは必要だよというのがもしありましたら委員の皆様からまた御意見をいただいてもう1回部会を開催する、もしその意見がこれでいいよという場合においてはまた別の観点で部会が開かれることがあるかなと思っておりますので、日を改めて行うという形で、その部分でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、そのような形にしたいと思います。

最後、次第のその他というところで、事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○宮葉課長 長時間御意見をいただきましてありがとうございました。今、部会長からお話がありましたとおり、本日の意見交換の内容を整理いたしまして、また皆様に御確認いただいた上で、第2回の部会が必要かどうかということをも調整させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう1点は、先ほど部会長のほうからもお話があったんですけども、この条例の制定に向けたシンポジウムを開催するというところで、これまでも検討委員会の中でこのシンポジウムの内容等につきまして委員の皆様方からいろいろ御意見をいただいております、そのシンポジウムなんですけど、やっと9月24日に開催するというところでございまして、まだ締切りまで間があるんですけども、かなり余裕があるというような状況ですので、ぜひ皆様方も、メールで送付させていただいておりますけれども、お知り合いの方ですとかいろいろお誘い合わせの上、ぜひ御出席いただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○田村部会長 ありがとうございます。最後に、委員の方から意見、御質問ありますか。よろしいでしょうか。

では、御質問ないようですので、以上で終了となります。皆様のおかげをもちまして円滑に議事を進めることができました。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○佐久間補佐 本日は長時間ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第1回千葉市子ども基本条例検討委員会こどもの意見表明と社会参画検討部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。